

# 国際関係における平和と安全保障 国家を守る、 国際社会を守る、人間を守る

著者	阪田 恭代
雑誌名	Global communication studies = グローバル・コミュニケーション研究
号	7
ページ	13-23
発行年	2019-03
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1092/00001559/">http://id.nii.ac.jp/1092/00001559/</a>

国際関係における平和と安全保障  
——国家を守る、国際社会を守る、人間を守る——

阪 田 恭 代

Approaches to Peace and Security in  
International Relations:  
National Security, International Security,  
Human Security

SAKATA Yasuyo

ポイント

- 国際関係における平和・安全保障は「平和 対 (vs.) 安全保障」ではなく「平和と (and) 安全保障」という図式で考える。
- 「平和」と「安全保障」には三つの「守る」がある——国家を守る（国家の安全保障）、国際社会を守る（国際社会の安全保障）、人間を守る（人間の安全保障）。
- 平和と安全保障には複眼的思考とバランス感覚が重要である。

キーワード：平和主義、安全保障、リアリズム、リベラリズム、グローバルズム

1. はじめに——国際関係における平和と安全保障

「平和」(peace)と「安全保障」(security)についてどのように考えるべきなのか。ここでは国際関係学(international relations)、より狭くいえば国際政治学(international politics)の視点から平和と安全保障について考える。

国際関係学とは政治学、経済学、社会学などが含まれる学際的な学問であるが、国際政治学がそのベースにある。国際政治学とは即ち「戦争と平

和」に関する学問である。現代国際政治学の古典『危機の二十年』(1939年刊)を著したイギリスの外交官かつ歴史家である E. H. カーが述べた通り、国際政治学(広くは国際関係学)は第一次世界大戦(1914-1918年)の悲惨な経験から、戦争をなくしたいという平和への強い希求から生まれた学問である。第二次世界大戦(1939-1945年)を防ぐことはできなかったが、その反省も踏まえて、過去、現在、未来の戦争や紛争を研究し、いかに平和を守るかについてひたすら考えることが国際政治学、広くは国際関係学の目的なのである。

### 1.1. 平和について具体的に考える

では「平和」はどう守るのか。戦後日本の著名な国際政治学者、高坂正堯京都大学教授は『国際政治——恐怖と希望』(初版1966年、改版2017年)で次のように述べている。「われわれは平和について語るとき、なんとなく抽象的な平和を考え、それにわれわれの希望を託し、現実の世界の恐怖と対比させてしまう。しかし、抽象的な平和などはありはしない。存在する具体的な平和は、すべて但し書きを必要とする。そこにわれわれの置かれた苦境があるのだし、その苦境に直面することがわれわれのつとめなのである。」(高坂2017,ii)(下線筆者)

「平和」とはごく簡単にいえば「戦争のない状態」であるが、理想の平和について想像することは必要であるが、それだけでは十分ではない。紛争が絶えない現実の中で、「抽象的な平和」でなく、「具体的な平和」について考える必要がある。それが理想主義を忘れずに現実主義を説いた高坂教授のメッセージである。

### 1.2. 平和につながる安全保障とは？

では、具体的に平和を追求するとはどういうことなのか。そこで登場するのが「安全保障」という考え方である。一般的に、「平和」と「安全保障」という言葉を聞くと、「平和」は戦争のない理想の状態、肯定的なイメージであるのに対して、「安全保障」(「安保」)は戦争、軍事、恐いという否定的なイメージが伴う。つまり、「平和 対 (vs.) 安全保障」という対

立的な関係、対比的なイメージで捉えられている。しかし、国際関係学では必ずしもそうではない。平和と安全保障は、「平和「対 (vs.)」安全保障」ではなく、「平和「と (and)」安全保障」といった相互補完的な関係で捉えられる。

「平和」とは究極的には「戦争が全くない状態 (absence of war)」(絶対平和)であるが、それは不可能であり、それに対して「安全保障」とは戦争・紛争が完全にはないとは言えないが、総じて「不安のない」、「心配のない」状態、即ち相対的な平和、不完全な平和を指す [もともと安全保障 (security) とは se (「一がない」という接頭辞) と「不安 (cura)」が結びついた言葉である (広島市立大学広島平和研究所 2016、22 頁)]。よって概念として平和と安全保障は完全に重なるわけではないが、戦争や紛争をなくすための取り組み、対処方法として、「平和を守る」と「安全を守る」ことは相互補完的であり、重なりあう部分もある。

では、「平和を守る」ないしは「安全を守る」(安全保障)にはどのような方法があるのか。いうまでもなく、国際関係学・国際政治学における平和と安全保障をめぐる考え方は立場、思想や理論によって異なり、実に多種多様である。ここでは、単純化を恐れながらも、その中から、平和と安全保障をめぐる代表的な考え方として三つの方法、言い換えれば、三つの「守る」——国家を守る(国家の安全保障)、国際社会を守る(国際社会の安全保障)、人間を守る(人間の安全保障)——をとりあげる。

## 2. 平和と安全保障をめぐる三つの方法——三つの「守る」

国際関係学・国際政治学には主に三つの学派、言い換えれば、三つの視座、三つの「メガネ」がある。伝統的なリアリズム (realism) とリベラリズム (liberalism)、そして革新系(プログレッシヴ) (progressivism) である。リアリズムは国際関係における基本単位を主権国家 (sovereign state) とみなし、世界には一つの政府 (世界政府) がないアナーキー (anarchy) な状態 (無秩序ではなく無政府状態) であり、所詮、世界は主権国家の集合体、即ち「主権国家体制」と想定する。リベラリズムも主権国家とアナーキーな世界は認めているが、国家どうしが共通の価値観やルールを共有する国際

社会 (international society) ないしは国際共同体 (international community) であるという世界観である。革新系はそもそも国家を基本単位とみてはならず、世の中を脱国家的 (transnational) な、国家ではなく市民を中心とする世界市民主義 (cosmopolitanism)、“いま” 風に言うとグローバル (global) な世界として捉えている (中西 2003, 序章; 防衛大学校安全保障学研究会 2018, 1 章)。

ここでは、便宜上、リアリズム、リベラリズム、グローバリズム (globalism) の三つの学派に分けて、各々の平和・安全保障の方法をとりあげる。即ち、リアリストの平和としての国家の安全保障 (国家を守る)、リベラリストの平和としての国際社会の安全保障 (国際社会を守る)、グローバリストの平和としての人間の安全保障 (人間を守る) について、「何 (どのような主体) を、何 (どのような脅威) から、どのように方法 (手段) で守るのか」という観点から各々の特徴を概観する (防衛大学校安全保障学研究会 2007, 序論, 1 章; 防衛大学校安全保障学研究会 2018, 1 章)。

表1 平和と安全保障の三つの方法——三つの「守る」

リアリズム realism	リベラリズム liberalism	グローバリズム globalism
リアリストの平和 realist peace	リベラリストの平和 liberalist peace	グローバリストの平和 globalist peace
国家の安全保障 (国家を守る) national security	国際社会の安全保障 (国際社会を守る) international security	人間の安全保障 (人間を守る) human security

筆者作成。

## 2.1. リアリストの平和——国家の安全保障 (国家を守る)

リアリストの平和で最も重要視されるのは「国家の安全保障」 (national security)、つまり「国家を守る」ことである。狭義では「国家が、自国の領土、独立、および国民の生命、財産を、外敵による軍事的侵略から、軍事力によって守る」と定義される (防衛大学校安全保障学研究会 2018, 1

章、4頁)。それゆえに国際連合憲章でも第51条で、国際連合が加盟国を助けることができない場合、国家が自らを守る権利として個別的自衛権 (individual self-defense) ならびに集団的自衛権 (collective self-defense) を含む「自衛権」 (right to self-defense) が認められている (滝田 2017、IV-3章)。また、自国の軍事力だけで不安な場合、他国と「同盟」 (alliance) を組むことによって安全保障を確保する。同盟とはリアリズムの勢力均衡 (balance of power) 論に基づく相互防衛を意味し、米韓相互防衛条約や北大西洋条約機構 (NATO) などの例がある。同盟には、核保有国による非核保有国 (同盟国) に対する「核の傘 (nuclear umbrella)」の提供、即ち拡大核抑止 (extended nuclear deterrence) も含まれる場合がある。

以上のように国家を「軍事的侵略から軍事力で守る」という狭義の国家安全保障は伝統的安全保障 (traditional security) に当たる。しかし、21世紀のグローバル化の進展に伴い、国家は他国からの軍事的侵略のほかには大量破壊兵器の拡散、テロ (サイバー・テロを含む)、地球温暖化、海賊・麻薬犯罪など国境を越える様々な脅威に直面し、軍事力のほかに様々な対応手段の重要性が増している。これら新しい安全保障の課題を非伝統的安全保障 (non-traditional security) の課題とも呼ぶ。

## 2.2. リベラリストの平和——国際社会の安全保障 (国際社会を守る)

リベラリストの平和とは、国際協調主義 (internationalism) を前提とした「国際社会の安全保障」 (international security)、即ち「国際社会を守る」ということである。国際社会の平和と安全を守る最も代表的な主体は国際連合 (UN: the United Nations) という国際機関 (IGO: intergovernmental organization) である (国連加盟国 193 カ国、2011 年現在)。国連憲章における国連の第一の目的は「国際の平和及び安全を維持する」ことである。

国連による平和と安全のための活動の二つの柱は集団安全保障 (collective security) と国連平和維持活動 (PKO: Peacekeeping Operations) である。国連の集団安全保障では加盟国が相互に武力行使せず (憲章前文)、国際紛争を平和的に解決すること (憲章 6 章) を前提に、ルール違反した国に対しては他のすべての加盟国が共同で「制裁 (sanctions)」を加え

ること(憲章7章)を想定している。国連制裁には非軍事制裁(憲章第41条)と軍事制裁(憲章42条)があるが、後者で想定された国連安全保障理事会傘下の「国連軍」は憲章の規定通り結成されたことはなく、実際にはアメリカ主導の多国籍軍などが国際紛争に対応してきた(例、1950-53年の朝鮮戦争、1990-1991年の湾岸戦争)。

国連軍より要請が多いのが国連平和維持活動(PKO)である。PKOは国連安保理決議の下、国内紛争(内戦)の停戦や平和維持、紛争後の平和構築を支援する。武力行使が目的ではなく、平和的解決のために国連部隊(通称Blue Helmets)が派遣される。もともとPKOは国連憲章で想定されていないが、実践から生み出されてきたが、その性格から、憲章6章(平和的解決)と7章(強制解決)の間の憲章「6章半」行動と言われる。国連PKOの功績は評価され、1988年にノーベル平和賞を受賞している。その他に、国連は、軍縮、人権、難民支援や人道救援、教育、科学、文化など様々な分野で平和を促進する活動に従事している。

### 2.3. グローバリストの平和——人間の安全保障(人間を守る)

グローバリストの平和では、『世界がもし100人の村だったら』という本のように、世界を、地球規模(グローバル)の人間社会と捉え、それを構成する基本単位は国家ではなく、人間・市民であり、その人間を、紛争、大量破壊兵器、テロ、貧困、差別、人権弾圧、環境破壊など様々な脅威から守ることを目標とする。その代表的な考え方が「人間の安全保障」(human security)である。つまり、国家でもなく、国際社会でもなく、「人間を守る」ことを主眼においた画期的な平和・安全保障観である。

「人間の安全保障」という概念は1990年代半ばに国連開発計画(UNDP)の報告書で初めて使われ、21世紀に入り次第に市民権を得た。同概念の提唱者であるノーベル経済学賞受賞者のアマルティア・センと激動の1990年代に国連難民高等弁務官(UNHCR)を務めた緒方貞子(元上智大学教授)が共同議長となった「人間の安全保障委員会」が『安全保障の今日的課題(原題 *Human Security Now*)』報告書(2003年)を国連事務総長に提出したことがきっかけとなった。同委員会は「人間の安全保障」を「人間の

生にとってかけがえのない中枢部分を守り、すべての人の自由と可能性を実現すること (protecting the vital core of all human lives in ways that enhance human freedoms and fulfillment.)」と定義した(人間の安全保障委員会 2003, 11 頁; 長 2012)。つまり、人間としての尊厳 (human dignity) を守り (人権保護)、「恐怖からの自由 (freedom from fear)」(紛争予防、平和構築、難民保護など)と「欠乏からの自由 (freedom from want)」(貧困撲滅、教育、開発など)を確保していくことである。

「人間の安全保障」は、国家の安全保障、国際社会の安全保障とは概念としては異なるが、相互補完的な関係にある。国家、国連と非国家組織 (NGO: non-governmental organizations)、別名、市民社会団体 (CSO: civil society organizations) が協働して、「人間の安全保障」を追求する。とくにこの世界ではしばしば市民・CSO が先導役となり、国際機関や政府、そして企業も巻き込んでいく。その代表的な例が国連ミレニアム開発目標 (UN MDGs: Millennium Development Goals) (2000–2015 年) であり、その後継者、国連持続可能な開発目標 (UN SDGs: Sustainable Development Goals) (2015–2030 年) である (蟹江 2017, 高橋 2018, 国連広報センター 2018)。

### 3. おわりに代えて——日本の「平和主義」をどうみるか

以上の通り、平和と安全保障めぐる三つの考え方、三つの「守る」を取りあげたが、これらは国際関係学・国際政治学における標準的な考え方、つまり世界スタンダードである。リアリストの平和＝「国家を守る」(国家の安全保障)、リベラリストの平和＝「国際社会を守る」(国際社会の安全保障)、そしてグローバリストの平和＝「人間を守る」(人間の安全保障)には各々の特徴があり、国家、国連という形の国際社会あるいは人間・市民を優先するのか、時には対立・矛盾も生じるが、現実において三つの考え方が存在し、各々の長所と短所を踏まえた複眼的思考とバランス感覚を持つことが重要である。

では国家の政策、とくに日本に目を向けてみよう。国家の政策において「国家を守る」は最大の責務であるが、「国家を守る」が「国際社会を守る」

と「人間を守る」と調和し、相乗効果を出すことができればそれが最も理想的な政策である。現実はその易しくなく、ジレンマだらけであるが、国家は「国家を守る」ためにその他の「守る」とともに理想のポリシー・ミックスを不断に追求していく。歴史を振り返れば、「戦前」の日本は結果的に狭義の「国家を守る」(一国主義・軍国主義)に集中しすぎてバランスを欠き失敗した。それが1945年8月15日の「敗戦」であった。「戦後」の日本は「平和憲法」といわれる日本国憲法(1947年)前文に記された「国際協調主義」と「平和主義」を国是として再出発し、「国家を守る」とともに「国際社会を守る」と「人間を守る」に貢献してきた。

実際、「国際社会を守る」活動として、1992年「国際平和協力法」採択以来、自衛隊も国連PKOに参加してきた。「人間を守る」=「人間の安全保障」は、同概念が日本国憲法前文とも合致しているが、日本政府の支援を得て「人間の安全保障委員会」が発足し、日本、カナダなどは同概念を対外政策のスローガンに採用するなど、積極的に普及に努めてきた(長2012; 小笠原、来栖ほか2013, 243頁)。また、2015年9月の安全保障関連法(平和安全法制整備法、国際平和支援法)では「国家を守る」との関連で集団的自衛権の「限定的行使」が可能になり、国連PKO等でいわゆる「駆けつけ警護」(文民保護)が容認され、「国際社会を守る」や「人間を守る」活動において一歩進んだ(安保関連法については読売新聞政治部2015、参照)。

しかし、日本が平和・安全保障活動を拡大してきたものの、国際関係のスタンダードとなる三つの「守る」からみたら、とくに軍事・警備分野では不十分であるという評価がある。日本の「平和主義」のもう一つの要素は日本国憲法9条にある非軍事主義の理念——戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認——である。戦前の軍国主義に対する反省から日本は国連憲章以上に武力の行使や武器使用を厳しく制約している。その結果、「国家を守る」リアリストからも批判があるが、「国際社会を守る」リベラリストや「人間を守る」グローバリストの中にも批判の声はある。安保関連法(2015年)では集団的自衛権は限定的行使に止められ、国連などの集団安全保障の議論は棚上げされた(読売新聞政治部2015)。国連PKOへの自衛隊参加

## 国際関係における平和と安全保障

は他国に比べて条件が厳しく、活動内容が制限され、先細りの状況である。2017年5月に南スーダンPKOから陸上自衛隊施設大隊(約300名)が撤収し、司令部要員4名が残留した。その結果、2018年12月現在、国連PKO派遣国123か国のうち日本は113位となり、1992年以来、最低の派遣状況を記録している(なお、中国は10位(2,515名)、韓国は35位(626名)、ドイツは38位(537名)、カナダは59位(181名)である)(外務省2018)。

このような状況を憂いて、国連PKO・平和構築の専門家、篠田英朗・東京外国語大学教授は「憲法の国際協調主義に立ち返り、PKOも含めて何ができるのか。改めて考える時期に来ている」と述べている(朝日新聞2017a; 篠田2017; 篠田2013)。また明石康・元国連事務次長(元カンボジアPKO代表)は次のように述べている。

カンボジア和平から約25年が経ちました。PKOは、武力を使って戦争に参加することとは違う、説得と対話に基づいて平和を一步一步築く気の遠くなる作業です。そのことについては、日本国民の理解もある程度進んできたのではないのでしょうか。なぜそんなに危ないところに行くのか。国民の中に割り切れない気持ちが残っているのはわかりますが、内向きの平和主義ではいけない。自分たちが安全になるだけではダメなのだとは私は考えます。(朝日新聞2017b)

日本の平和主義は内向きなのか、外向きなのか。一国平和主義なのか、国際平和主義なのか。国際関係における平和と安全保障の視点からどう評価できるのか。考えてみよう。

### 参考文献

- 朝日新聞(2017a)「国際貢献 揺れた四半世紀 憲法の国際協調主義に戻り見直しを 篠田英朗氏」2017年6月6日  
朝日新聞(2017b)「平成とは あの時2: 国連PKO派遣舞台裏、内向き平和主義ではだめ 明石康さん」2017年10月21日

- 池田香代子、ダグラス・スミス(2001)『世界がもし100人の村だったら』マガジンハウス
- 石井貫太郎(1999)『国際関係論へのアプローチ——理論と実証』——第8章「安全保障と国際関係——国際安全保障学」(阿久津博康)
- 植木安弘(2018)『国際連合——その役割と機能』日本評論社
- 大芝亮、藤原帰一、山田哲也編(2013)『平和政策』有斐閣ブックス——序章「政策としての平和」(藤原帰一)
- 小笠原高雪、来栖薫子、広瀬圭一、宮坂尚史、森川幸一編(2013)『国際関係・安全保障用語辞典』ミネルヴァ書房
- 緒方貞子(2017)「私の仕事 国連難民高等弁務官の10年と平和の構築」朝日文庫
- 長有紀枝(2012)『入門 人間の安全保障——恐怖と欠乏からの自由を求めて』中公新書
- カー、E. H. (原彬久訳)(2011)『危機の二十年——理想と現実』岩波文庫
- 外務省(2018)「国連ミッションへの軍事要員・警察要員・司令部要員の派遣状況」(平成30年(2018年)12月31日現在)外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000019810.pdf> (2019年1月10日参照)
- 蟹江憲治(2017)『持続可能な開発目標とは何か——2030年へ向けた変革のアジェンダ』ミネルヴァ書房
- 神戸外語大学地域・国際研究コース編(2007)『国際社会が見えてくる』——「国際関係研究プログラム」(阪田恭代)130-140頁
- 高坂正堯(2017)『国際政治——恐怖と希望(改版)』中央新書(初版1966年)
- 国連広報センター(2018)「持続可能な開発目標(SDGs)」  
[http://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/2030agenda/](http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/)
- 篠田英朗(2013)『平和構築入門——その思想と方法を問い直す』ちくま新書
- 篠田英朗(2017)『ほんとうの憲法——戦後日本憲法学批判』ちくま新書
- 高瀬淳一(2006)『はじめて学ぶ国際関係(改訂版)』実務教育出版
- 高橋彰夫、大橋正明ほか(2018)『SDGsを学ぶ——国際開発・国際協力入門』法律文化社
- 滝田賢治、大芝亮、都留康子(2017)『国際関係学——地球社会を理解するために』(第2版)有信堂
- 中西寛(2003)『国際政治とは何か——地球社会における人間と秩序』中公新書
- 西原正、土山實男編(1998)『日米同盟 Q&A100』亜紀書房
- 人間の安全保障委員会(2003)『安全保障の今日的課題——人間の安全保障委員会報告書』朝日新聞社
- 服部龍二(2018)『高坂正堯——戦後日本と現実主義』中公新書
- 花井等、石井貫太郎編(2009)『名著に学ぶ国際関係論(第2版)』有斐閣コンパクト

## 国際関係における平和と安全保障

—第2章「カー『危機の二十年』」（加藤朗）

- 広島市立大学広島平和研究所編（2016）『平和と安全保障を考える事典』法律文化社
- 防衛大学校安全保障学研究会（武田康裕責任編集）（2004）『安全保障のポイントがわかる本』亜紀書房
- 防衛大学校安全保障学研究会（武田康裕、神谷万丈責任編集）（2018）『安全保障学入門（新訂第5版）』亜紀書房—1章「安全保障の概念」（神谷万丈）、5章「勢力均衡と同盟」（石川卓）、7章「集団安全保障と国連」（神谷万丈・久保田徳仁）
- 村田晃嗣、君塚直隆、石川卓、栗栖薫子、秋山信将（2015）『国際政治学をつかむ（新版）』有斐閣
- 松元雅和（2013）『平和主義とは何か—政治哲学で考える戦争と平和』中公新書
- 読売新聞政治部（2015）『安全保障関連法—変わる安保体制』信山社